



先月の桜の後はシバザクラです。つくばにある農家の庭に咲いています。



発行：株式会社ケアサービスとも
訪問介護事業所
東京都足立区南花畑4-35-8
電話 03(5851)8550
平成30年5月号
<http://caretomo.net>

※事業所移転の為、住所変更しております

今年の春は桜も早く散ってしまい、藤の花や、つつじなどの春の花々も1週間から10日くらい早く咲きました。
写真のシバザクラは4月14日現在のものです。去年は5月初めが満開だったと記憶していますが今年はやはり、10日間以上早いようです。

階段用スロープ使用例

エレベーターの無い団地に住むご利用者でも長年住み慣れた住まいを離れたくないとご希望される方のために階段スロープを使ってみました。道路からは7段あるので本来はもっと長いスロープが必要なのですが、やむを得ず3mのものを使って上から2段目から道路に出るようにしました。ちょっと傾斜が急ですが、介助があれば車椅子のまま道路に出られるようになりました。在宅生活を支援するための機器も色々ありますので、事業所又は訪問のヘルパーにご相談ください。



ある日の職員会議から

4月27日の職員会議では、当社の訪問看護事業所の管理者であり、看護師である舘津矢子看護師を講師に「口腔ケア」についての研修を行いました。平成30年度の介護報酬改定の中に、訪問介護部門ではサービス提供責任者の職務として「ご利用者の口腔に関する問題や服薬状況等に係る気づきをサ責が把握してケアマネや医師、看護師と情報共有することを職務として明確化する。」

というように書かれています。これは最近65歳以上の高齢者の原因別の死亡原因で肺炎が増えてきているそうです。ヘルパーさんが訪問しているご利用者さんに対して肺炎は防げる可能性のある唯一の疾患であり、口腔ケアをしっかりと行うことで誤嚥を防ぎ、肺炎を防止できる可能性のあるものです。とは言え肺炎になった責任がヘルパーさんに問われるという事ではなく、口の中の清潔を意識することで健康寿命の延長が図れる可能性があり訪問頻度の高いヘルパーさんとサ責がしっかりと取り組むことが必要であるということで今回その点が明確化されたものと思います。具体的にはヘルパー・サ責が口腔ケアの研修を受けて日々関心を持ってご利用者のケアにあたるということが重要であるということです。



お困りごとがありましたらお気軽に下記の番号にお電話ください。

連絡先(担当者 海老根 清剛) 電話 03-5851-8550 携帯 090-3069-8363

写真・記事の内容等についてご要望がございましたら、上記までご連絡ください。速やかに訂正・削除等の対応をさせていただきます。